



歴史的都市における景観の保全と整備：  
古都西安の事例を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2011-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 曹, 婷 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00010107">https://doi.org/10.24729/00010107</a>

# 歴史的都市における景観の保全と整備

## —古都西安の事例を中心として—

曹 婷

### はじめに

中国では、近年、開放政策の導入により経済が著しい成長を遂げ、都市においても大規模な開発が急激に進められてきた。その結果、都市の環境も大きく変貌しつつある。歴史的都市においても例外ではなく、近代的開発とともに都市の個性が大きく損なわれ、都市景観の画一化が進んでいる。なかでも中国諸都市の個性を支えてきた伝統的な町並みやその特色ある景観も次々に破壊されている。

日本は、近代化の過程において、経済の成長を急ぐあまり、多くのものを失った。そして、中国やアジアの諸国も同じ道を追いつつある。程度の差こそあれ、アジアの諸都市は近代化と引き換えに、それぞれの都市の文化を象徴する歴史的遺産や景観を大きく損ない、都市の個性を失いつつある。巨大にして壮麗な北京の城壁の破壊は、日本の古都における町並みの破壊以上に、人々に衝撃を与えたと思われる。中国社会においても、文化遺産や歴史的景観の保存への取り組みが始まってはいるが、このままでは、守るべき歴史的景観に多くの問題が生じる恐れがある。

そこで本稿では、1949年新中国成立後の都市建設の動向と変化及び中国の歴史文化遺産を保全するために設けられた「歴史文化名城」(歴史文化都市)の制度について検討した上で、日本の古都奈良、京都の経験をベースにして、歴史的都市の空間を濃密に残している古都西安を例に歴史的景観の保全と整備の問題を考察する。

## 一. 中国における都市景観関連施策の展開

### 1. 新中国の都市整備

1949年10月1日、中華人民共和国が誕生し、新中国の都市建設が始まってから今日までに半世紀が経過した。この五十年あまりの間には、色々な成果とともに、また様々な紆余曲折があった。本章では新中国の都市建設の過程を、①経済回復と発展の時期(1949—1957年)、②「大躍進」から文化大革命の時期(1958—1976年)、③改革開放の時期(1977—1998年)という三つの時期に分けて論じる。

1949年から1952年に至る時期は国民経済の回復を中心とした時期である。この時期には生産を回復させ、物価を安定させ、人々の生活を改善することが主要な課題であった。都市建設もまた、居住条件を改善し、都市環境を整備し、公共施設を増やすことに重点が置かれていた。

なかでも、1953年に始まる第1次5ヵ年計画(1953—1958)期間中の整備は目覚ましいものであり、諸都市で工業地区の建設を推し進めるとともに、都市計画街路などの基幹施設の整備を計画的に行い、各都市の骨格をつくりあげた。例えば西安市は、1950年に「西安市建設方案(1951年—1965年)」の計画を立て、1954年10月に国務院は「西安市総体計画(1953年—1972年)」を批准して、西安市を精密機械製造及び繊維工業都市とする計画を立てた(西安志、第一巻・総類、1996)。この時期には西安など中国の八つの都市が重点建設都市に定められ、新中国全体が工業建設の近代化を推進し始めた時期であった。しかし他方では、伝統建築や歴史的景観への関心は薄れていった。

「大躍進」<sup>1</sup>から文化大革命<sup>2</sup>の時期(1958—1976年)。この時期は新中国の暗黒時代ともいえる。都市の整備は大きく停滞した。都市と農村の貧富の差をなくすため、小さな町や村の発展に力が入れられ、小工場を全国いたるところに建設した。反面、大・中都市では、都市整備が進まず、多くの都市民が農山村に追いやられ、都市の活力が削がれた。文化大革命中に、文化財は「四旧」(古い文化・思想・風俗・習慣)の一つとされ、破壊や損傷を受けるものが多かった。寺院などの文化財の多くが工場として利用されたこともあった。北京の壮大な城壁が破壊されたのもこの時期である。文革期の中国において、どれほどの文化財が破壊されたのかは定かではない。「大躍進」から文化大革命までの十数年間に、中国では数え切れないほどの文化財と伝統文化が徹底的に破壊された。これは取り戻しようのない損失であった。

改革・開放の時期(1977—1998年)。文化大革命が終結した1976年以降には、文化大革命中に受けた破壊とこれに伴う停滞を回復させ、さらに新たな発展を目指すため都市計画制度が整備された。また文化財に対する新たな意識が芽生え、歴史的都市景観の保存にも配慮が払われるようになってきた。特に、1978年12月、中共中央十一期三中全会の決定によって中国社会経済は改革・開放の新しい段階を迎え、政策の重点が社会主義現代化建設へと移行し、それに伴って、都市建設も未曾有の繁栄を見せた。

中国改革開放の二十数年は二つの段階に分けられる。すなわち、改革開放の前半の十年つまり1980年代と、後半の1990年代である。

#### ①1980年代—改革開放の前半の十年

---

<sup>1</sup> 1958年から毛沢東が呼びかけ、五月の八全大会第二回会議で、できるだけ早く現代的な工業・農業および科学・文化をもつ強大な社会主義国を建設すると言う決議が選択されて、全国的に巻き起こった大規模な大衆運動であり、そのスローガン。鉄鋼の増産のために伝統的な土法炉による生産まで行われたり、農村の婦人たちも生産に加えるために公共食堂を作って家庭での食事をやめたりしたが、かえって生産を破壊する結果となった。

<sup>2</sup> 正式には「無産階級文化大革命」という。1966年5月から1976年10月「四人組」失脚までの約十年間にわたる大規模な政治運動。「四旧打破(古い文化・思想・風俗・習慣の打破)」を叫んで各地で文化財が破壊された。文革と略称される。

1980年4月、北京の都市建設事業に関して有名な四項目の方針が発表された<sup>3</sup>。この方針は首都北京の発展に関してだけでなく、全国のほかの都市にとっても重要な意味を持っていた。この方針から都市建設の重点は経済だけではなく、社会、文化、環境などの各方面をより重視し始めた。国務院は1980年、「都市計画の編成・認可の臨時規制」を設け、「全国第一次城市計画工作」会議を開催し、1984年に「都市計画条例」、1989年12月には「中国人民共和国城市計画法」の公布など、一気に政策を策定していった。全国の諸都市において総合計画の策定が進められ、都市計画の管理が重視されるようになり、都市計画と国の政策との結びつきもいっそう強まった。

このような新たな都市計画制度の整備や総合計画の策定においては道路、工業区の整備、住宅建設などの開発が重視されたが、更に伝統文化に対する認識や歴史文化遺産の価値、都市景観の保全・創造などにも配慮が払われるようになってきた。

1982年に国務院は「歴史文化名城」<sup>4</sup>の保護を決定し、西安、洛陽、蘇州、紹興などの歴史都市の指定を始めた。これを契機に、中国では独特な歴史的景観を保全する政策が形成された。その後、1986年、1994年の指定を含め、中国歴史文化名城は今までに計三回指定されている。1982年に第1回歴史文化名城が指定された際には、これを「悠久の文化遺産を承継し、栄光の革命伝統を発揚し、愛国主義教育を実施し、社会主義精神文明を建設し、中国の国際的影響力を拡大することに対し、積極的な意義を要する」<sup>5</sup>ものと位置付けた。1986年の第2回国家級歴史名城では、38都市が選ばれた。「近代化建設において優秀な歴史文化遺産の保護を強調し、

---

<sup>3</sup>1980年4月23日 中共中央书记处对首都建设方针提出四项指示：一要把北京建设成为全中国、全世界社会秩序、社会治安、社会风气和道德风尚最好的城市；二要把北京变成全国环境最清洁、最卫生、最优美的第一流的城市；三要把北京建成全国科学、文化、技术最发达，教育程度最高的第一流的城市；四要使北京经济上不断繁荣，人民生活方便、安定。要着重发展旅游事业、服务行业、食品工业、高精尖的轻工业和电子工业。北京建設ホームページ北京建設ホームページ

<http://www.bjjs.gov.cn/shehuiban/50/80.htm> を参考にした。(2001.11.23) 訳文：1980年4月23日、首都北京の都市建設における中共中央書記処によって、以下の四つの方針が出された：一、北京を全中国、全世界で社会治安、社会気風と道徳気風が最良の、最も良い都市にする。二、北京を全中国で一番清潔、一番衛生、もっとも優美な都市にする。三、北京を全中国の科学、文化、技術面において最も発達した、教育水準が一流の都市にする。四、北京の経済を絶えず成長させ、人々の生活をもっと便利に、安定させる。観光業、サービス業、食品業、軽工業、電子工業を重点的に発展させる。

<sup>4</sup>「中華人民共和國文物保護法」によって「保存文化財が特別に豊富であり、重大な歴史価値と革命意義を備えた都市」と定義された。

<sup>5</sup>「国务院批转国家建委等部门关于保护我国历史文化名城的请示的通知」  
<http://gd.cnread.net/cnread/fddd/fddd/090/016.htm> を参考にした。(2001.11.22)

精神文明建設を強化し、観光事業を発展させる」<sup>6</sup>と示されている。第2回の指定では、それまで多く見られた観光制限都市も開放都市とされ、それらも国家級歴史文化名城に選ばれている。松村(2000)によると、1980年代、歴史文化名城の策定によって、中国では伝統文化の位置に対する新たな認識及び中国近代化のための新しい動きが始まり、同時に中国が外国人観光客のまなざしを認識するようになったことが明らかであり、国際観光の認識も強く出てきたという。一方、1985年に、中国が「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」<sup>7</sup>に正式加入したことをきっかけとして、1987年に北京の故宮、万里の長城、西安の秦始皇帝陵などの歴史遺産が「世界遺産リスト」に登録されたのを手始めに、2000年までに中国の27件の歴史遺産や自然遺産が「世界遺産リスト」に登録された。

## ②1990年代—改革・開放の後半期

1990年代から中国における社会・経済の改革は新しい時代に入った。特に、1992年初頭に鄧小平が広東省を訪れ、改革開放の強化を促すいわゆる南巡講話を発表し、また中国共産党第十四回党大会で社会主義市場経済体制の建設が提案されてからは、全国の改革開放事業は一段と発展し、都市建設もそれを反映して一段と飛躍をとげた。

しかし一方では90年代に入り、様々な都市建設が盛んに行われるとともに旧市街地の再開発が日増しに重要視されるようになった。

こうした状況に対して、1992年ブラジルで開かれた地球環境サミットは、『保護と発展』をメインテーマに据え、会議では『アジェンダ21』<sup>8</sup>が採択された。中国政府もこれを承認し、

---

<sup>6</sup> 同注5

<sup>7</sup> 1972年の第17回ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された「世界遺産条約」。正式名称「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」。この条約によって作成された「世界遺産リスト」に登録されたものがすなわち、世界遺産である。

世界遺産には文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類がある。文化遺産とは歴史上、芸術上、研究上重要な建造物・記念碑・遺跡のことである。自然遺産とは、保存上、鑑賞上、研究上重要な自然景観や生物棲息地のことである。複合遺産とは、文化的・自然的両面から見て、重要性をもつものである。以上の内容は世界遺産概論のホームページ <http://homepagel.nifty.com/uraisan/sekai2.html> を参考にした。(2001.11.22)

<sup>8</sup> 平成4年（1992）の6月にブラジルのリオデジャネイロで180か国が参加して、地球サミットとよばれる「国連環境開発会議」が開かれた。この会議では、天然資源や電気・ガスなどのエネルギーを使いすぎたことによる環境破壊を反省し、地球環境を守りながら経済発展をめざす考え方を基本とする「環境と開発に関するリオ宣言」が出されることになった。この宣言を具体的に実行するための行動計画が、「アジェンダ21」である。アジェンダ（agenda）とは「取り組んでいくべき課題」のことだから、アジェンダ21は「地球環境を守るための21世紀の課題」ということになる。アジェンダ21をもとに、日本でも国の行動計画として、平成5年12月には「アジェンダ21行動計画」が作られた。以上の内容はホームページ [http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/news/neuf\\_2002\\_04/](http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/news/neuf_2002_04/) を参考にした。

持続可能な発展の道を歩むことが求められるようになった。このため、中国都市の発展目標においても、良好な生態環境と自然景観の保護や、優れた歴史文化遺産の保護が強調されるようになり、都市のマスタープランに影響を与える主導的な理念となっている（朱，2001）。更にその背景の下で1994年に第3回の国家級歴史名城の指定が行われ、37都市が選ばれた。これらは、「中華民族悠久の歴史・文化・光栄の革命伝統を体験し、わが国の貴重な宝であり、優秀な社会近代化都市」と意味付けられた。この時には、第一回目と二回目にあった「観光事業の発展」にはまったく触れられておらず、逆に都市開発に伴う建設のための破壊を抑制する「保护为主、抢救第一」（保護が主、緊急救済が第一）という方針が制定され、観光開発を強く意識した一回目と二回目の指定とは異なる見解が盛り込まれている。松村(2000)の中国「観光資源」の制度化の研究によれば、第3回の国家級歴史名城の指定には、伝統的な市街地の歴史文化景観を破壊する観光開発を抑制し、景観保存の重要性を強調して、都市開発との調和を促す姿勢が明確に打ち出されている。1990年代に入って、目先の経済利益を追求するあまりに、既存の歴史文化名城で市街地の乱開発が展開し、歴史文化的景観が破壊される問題が露呈してきた。第3回の国家級歴史名城の指定は、国際観光振興ではなく景観保存を重視する新たな方針の下で、純粋に歴史文化名城の遺産的価値を評価する方向への展開を示すものである。

## 2. 中国の歴史的景観に関する保全事業

### 「文化財の保護」から「歴史文化名城」へ

中国の文化遺産の保全事業は単体の文物(文化財)保護から始まって、その後文物を含む周辺環境にまで広がり、さらに歴史都市全体に拡張された(王，2001)。1950年建国当初の、社会の様々な方面において復興が始まろうとしていた時期に、政府は文物保存のための専門機構を設置し関連法令を發布した。そして1961年に、日本の国の重要文化財に相当する最初の「全国重点文物保護単位」を指定した。「文物保護管理条例」(1961年)の成立に基づいて1961年から4度にわたって、「全国重点文物保護単位」の指定が行われた。その中には、北京の故宮や長城、西安秦の始皇帝陵のように、ユネスコの世界遺産に登録されたものも少なくない。同時に、各省各市では、それぞれに文化財の指定も実施した。「中華人民共和国文物保護法」<sup>9)</sup>によれば文化財とは中国政府機構が審査公布する法律に基づいて中国の歴史の残した歴史的、芸術的、科学的な価値がある革命遺跡、記念建設物、古代文化遺産、古墓、古建築物、石窟寺や石刻などをさす。「文物保護法」により指定された文化財は国家級、省(市、自治区)級、県級という三級体制に分けられている。全国文化財は、1961年(180件)、1982年(62件)、1988年(258件)、1996年(250件)の過去4回にわたり指定され、1999年現在で全国に750件存在する。国家級の

---

(2004.11.10)

<sup>9)</sup> 1982年11月の第五次中国全国人民代表大会常務委員会第二十五次会議において「中華人民共和国文物保護法」を制定した。(以下「文物保護法」と略す)

750 件の他に、省級のもが 7 千件余り、県市級のもは 6 万件余り存在している。文化財は中国歴史文化遺産保護の大切な要素として、今現在、中国文化遺産の保護事業の中でも重要な位置づけがなされている。

実は、中国の文化遺産の保護事業は 1950 年代に単体の文化財から始まっていた。1950 年代初め、中国の研究者の間ではすでに歴史都市保護の問題に関心が持たれ始めていたのである。1950 年の中華人民共和国が誕生したばかりの時期に、北京都市全体の景観整備の観点から都市計画をたてた元清華大学建築学科主任教授梁思成がその一人である。梁は北京の歴史都市としての価値は多くの古建築だけにあるのではない、より重要なのは各建築相互の関係、つまりそれらが作り出す全体の空間秩序に存在するのであり、それらの広大で美しい全体の景観にあるのだということを論じた。梁は北京の「旧都市とその西側の郊外住宅地の中間に新しい行政の中心を建設する」計画を提案した<sup>10</sup>。この提案は、旧市街地の保存と新市街地の発展という両方の課題に着眼し、新しい行政の中心を旧市街地の西側に置き、旧市街地は一つの文化区として、新中心と旧北京を自然につなげ一つの大北京を形成するという計画をたてたが、色々な原因で実現できなかった。しかし、にもかかわらず、その計画理念は当時の都市建設に大きな影響を与えた。例えば、50 年代、西安が明城外へ都市を拡張したときに漢代長安城などの遺跡の保護に注意を払っていた点からもうかがえる。

1980 年代になって、文化財の保全事業は大きく進展し、新たな意識も形成された。中国の歴史文化遺産を保護する新しい時期を迎えた。王景恵(2001)によれば、文化財である建築がもしその歴史的環境から引き離されたら、今日の人々は歴史的な作用を十分によく理解する手段を失い、その建築の設計意図や芸術的影響力を理解できなくなってしまい、その結果その建築の文化史における価値も失ってしまう。多くの文化財が集中する歴史都市においては、もし高度で総合的な保護措置を取らなければ、これらの文化財が有効な保護をえられないという理解が広まった。古都の空間秩序や伝統的な全体景観の保存に至ってはいうまでもない。80 年代当時は大規模で急速な経済成長に直面していて、文物建築と歴史的環境が開発によって脅威にさらされていた。そういう状況下で、中国では特に価値の高い歴史都市を「歴史文化名城」として指定し、中国の国務院は、1982 年、1986 年、1994 年の三回にわたり、合計 99 の歴史文化名城を指定したのであった(表-1)。

### 「歴史文化名城」について

中国の歴史文化名城の制度は 1984 年に制定された「都市計画条例」によって、都市計画制度の中に取り入れられ、保存計画は総体計画(マスタープランに相当する)の一部分とされ、都市計画全体に大きな影響を与えた。

中国歴史文化名城の保全施策には一般的にみて三つの段階がある(王, 2001)。

---

<sup>10</sup> 中国建築ネットワーク、<http://www.liangcicheng.net> を参考にした。(2002.11.22)

表-1 中国「歴史文化名城」リスト

第一回目歴史文化名城

(国务院 1982 年 2 月 8 日)

1. 北京	2. 承德	3. 大同	4. 南京	5. 泉州	6. 景德镇	7. 曲阜	8. 洛阳
9. 开封	10. 苏州	11. 扬州	12. 杭州	13. 绍兴	14. 江陵	15. 长沙	16. 广州
17. 桂林	18. 成都	19. 遵义	20. 昆明	21. 大理	22. 拉萨	23. 西安	24. 延安

第二回目歴史文化名城

(国务院 1986 年 12 月 8 日)

1. 天津	2. 保定	3. 平遥	4. 呼和浩	5. 沈阳	6. 上海	7. 镇江	8. 常熟
9. 徐州	10. 淮安	11. 宁波	12. 歙县	13. 寿县	14. 亳州	15. 福州	16. 漳州
17. 南昌	18. 济南	19. 安阳	20. 南阳	21. 商丘	22. 武汉	23. 襄樊	24. 潮州
25. 重庆	26. 阆中	27. 宜宾	28. 自贡	29. 镇远	30. 丽江	31. 日喀则	32. 韩城
33. 榆林	34. 武威	35. 张掖	36. 敦煌	37. 银川	38. 喀什		

第一回目歴史文化名城

(国务院 1994 年 1 月 4 日)

1. 正定	2. 邯郸	3. 新绛	4. 代县	5. 祁县	6. 哈尔滨	7. 吉林	8. 集安
9. 衢州	10. 临海	11. 长汀	12. 赣州	13. 青岛	14. 聊城	15. 邹城	16. 淄博
17. 郑州	18. 浚县	19. 随州	20. 钟祥	21. 岳阳	22. 肇庆	23. 佛山	24. 梅州
25. 雷州	26. 柳州	27. 琼山	28. 乐山	29. 都江堰	30. 泸州	31. 建水	32. 巍山
33. 江孜	34. 咸阳	35. 汉中	36. 天水	37. 同仁			

まず、文化財を対象とした保護である。この段階では、その歴史的・科学的・芸術的価値に基づき、行政レベルごとの文化財を指定する。

第二に、「歴史文化保護地区」即ち歴史的町並みの保全である。1982年に第一回中国歴史文化名城が指定された時点ではまだ歴史文化保護地区の概念は明確にはなっていなかった。1986年に第二次中国歴史文化名城が指定された時初めて「歴史文化保護区」という概念が生まれた。歴史文化保護地区は、1990年代から、中国の各都市における歴史的景観保全事業の中の一つの重要なテーマとして注目されている。しかし、歴史文化保護地区が注目されてきたのは近年のことであり、それに関する条例や法律などはいまだ殆ど策定されていない状態である。

第三に、中国歴史名城の都市全体の保存計画である。歴史文化名城とは都市の全部を凍結保護するものではない。中国歴史文化名城の保護範囲・内容・要求は都市計画を通じて決定される。文物建築、歴史的町並みを保存するだけでなく、古都の都市計画と景観の特色を保護し続けなければならない。中国の都市は、中国古代より完成された都市計画理念により、多くの都市が計画に基づいて建設されてきた。古都によっては計画に基づいて一気に建設された都市ではないが、都市空間構造や街路配置が歴史の各時代を反映しているという特徴を持ち、歴史文化の情報を包摂しているため、このような都市を保護する価値は明らかである。



以上、新中国成立以後から、都市整備、都市計画の発展及び中国独特の歴史文化名城制度について述べた。次に、このような背景をもとに第一回目歴史文化名城に指定された中国古都西安の歴史的景観の保全と整備に関して、西安の保全計画や西安の現況と結びつけて分析していきたい。

## 二. 歴史文化名城西安の歴史的景観について

### 1. 西安の概要

西安は中国の黄河流域の中部にあり、世界四大文明発祥地の一つとして著名である。西安は、昔長安と呼ばれて、3000年の歴史をもっている。中国の歴史上、西周から唐まで、12王朝がここに都を置き、秦の始皇帝陵、漢・唐の都城、明、清の西安城に至る歴史的文化遺産が豊富に重なっている。中国史上、最も長い期間、古都となってきたのである。

現在の西安は陝西省の都として政治、経済、文化の中心地であるばかりでなく、中国の東部と西部の繋がりとして西北地方の経済、文化の中核として機能している。

全市面積は9983平方キロメートルで、市区の面積は1066平方キロメートルを占めている。

### 2. 西安市区の景観特徴

何千年もの歴史の重なりによって、現在西安市市街地の景観はどのような骨組みで構成され、また、唐以降の歴史の変遷がどのように現代に反映しているだろうか(図1)。今現在西安市区景観のイメージを決定する最も大きな要素は、明時代の城壁である(写真1)。この城内は西安の歴史的な地域であり、かつ現在の都心でもある。また、周囲を囲む城壁に、鐘楼、城楼、直交する東大街、西大街、南大街、北大街の街路が加わり、西安市中心部のイメージを決定している。そして、鐘楼を中心としてまっすぐ伸びる南大街、北大街は西安市区の中軸線も構成している(写真2)。遠くから城楼を望みつつ城壁に近づき、その周囲を取り囲む濠と環状緑地を眺めつつ城内に入り、中央の鐘楼に達する。古代からの伝統的な視覚構造が明確に現代に伝えられている。

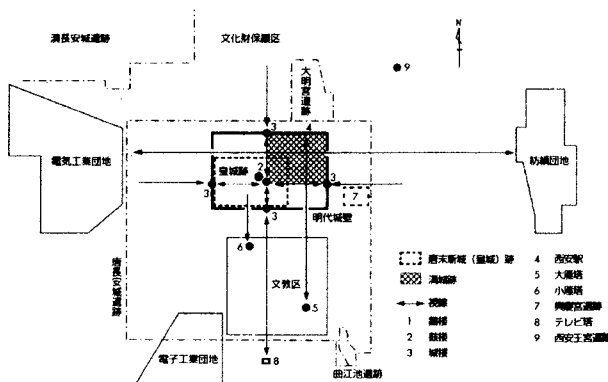


図1 西安市区の景観の構造

出典：大西国太郎（2001）『古都西安—歴史都市の再生を目指して』（大西国太郎＋朱自煊、『中国の歴史都市 これからの景観保存と町並みの再生へ』、鹿島出版社）

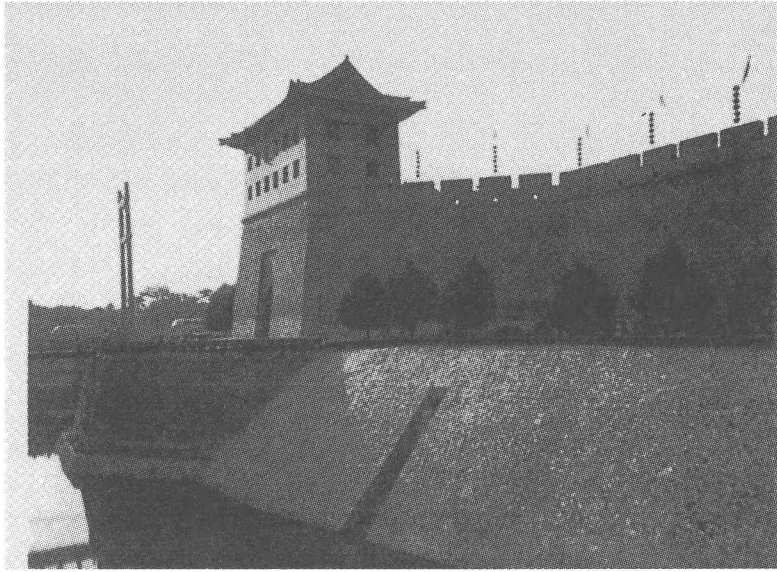


写真1 西安の城壁 筆者撮影

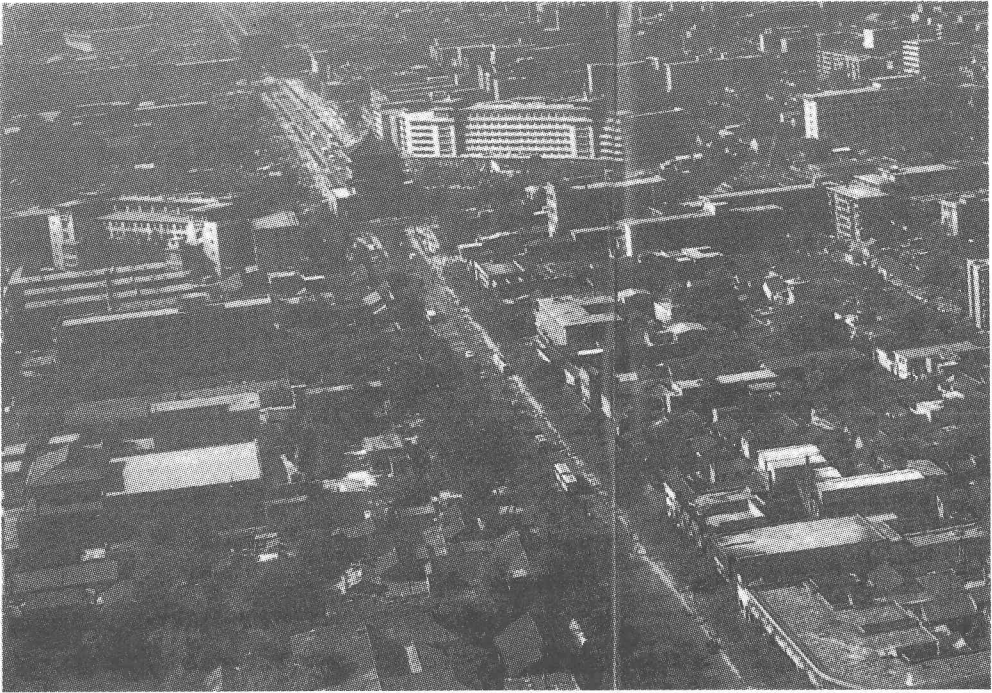


写真2 西安市区のイメージ図 出典：西安市地方誌編纂委員会  
(1996)『西安誌 第一卷・総類』, 西安出版社, 地方誌丛书

### 3. 歴史文化名城西安における歴史的景観の保全と整備

西安は歴史悠久の古都として、中国国務院が初めて決めた24ヶ所の「歴史文化名城」の一つであった。ここでは西安市でどのような歴史的景観保全事業が行われてきたのかを見ていきたい。

西安市の歴史文化名城に対する配慮は第1次5ヵ年計画(1953-1958年)期間中にすでに展開されていた。例えば下表で表したように多くの具体的な保護事業が開始された。そして、1954年10月「西安市1953年から1972年都市総体計画」の制定によって、西安市道路の唐長安城基盤状の道路構造を継承して、明旧城を「殆ど改造しない」という方針で、都市を明城の東、西、南三つの方向に拡大する政策を決めた。当時の都市計画の成立や景観保全事業によって、古都西安市の風貌の保全に関して良い基礎を築くことができた。

その後、文化大革命の終焉後、1983年に「西安市1980年から2000年都市総体計画」が制定され、西安市の都市建設は、古今融合、新旧両立の方針で、保護と建設の結びつきによって進行するという理念で実行された。例えば、旧明城の13平方キロの範囲内は、完全に伝統的配置を保存する。二本の互いに垂直に交差し合う主幹線(東、西、南、北大街)は、それぞれ鐘楼を対景とし、全城を特定の都市軸線に置く。都市の道路網は長安の基盤状の構造を継承する。明城内の主な交差十字路に歩道陸橋を設けず、地下通路を造る。そして、南北大街の大通りに面した建築の配置は基本的には対称手法を採用する。1987年、南大街から南門より7キロメートルの軸線上に、高さ220メートルの西安テレビ塔が建設された。これは西安市の中軸線を強調させたものであった。また、その一方で古都の景観を保持するために、西安市は1986年に「建築高度控制规划」(建築物高度規制)を公布した。

1951年6月	西安氏人民政府によって古城遺跡の保護についての公告を發布した
1952年6月	西安市郊名勝旧跡の管理保管委員会が成立
1952年10月	1952年鼓楼、卧龍寺、広仁寺、大雁塔、小雁塔、八仙庵、東岳廟、化覚基等の旧跡を修理した。
1954年	鐘楼の整備が完成
1958年	唐興慶宮遺跡は公園として開放
1961年	大雁塔、小雁塔、西安城壁、興教寺塔、西安碑林、半坡遺跡、豊鎬遺跡、阿房宮、秦の始皇帝陵、漢長安城遺跡、唐長安城遺跡は中国国務院によって全国重点文物保護単位として定められる。

表 『西安市志』(1996年)より作成

また、1980年代に西安に歴史的都市景観の保全に関して一番成功したといわれた事例は、西安城壁の保全事業ではないかと思われる(写真3)。1983年から着工して、城壁、環城樹林帯、堀、内外環状通りを「四位一体」として環状工事を合併させた。現在、西安の城壁は完全に保存

されている。その形は西安市のマークに刻まれ、古都のシンボルである。また西安市民の誇りとなっている。

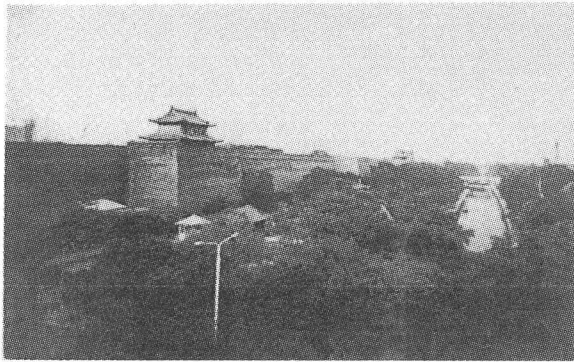


写真3 西安城壁の保全 筆者撮影



写真4 三唐工事 筆者撮影

そして、城内ではかつて、朝の時を告げ、各城門を開く鍾樓、夕方に太鼓を打って城門をしめる時刻を知らせる鼓樓、鼓樓の北側にある回民族(イスラム教徒)の中心的存在である清真大寺、歴代書家の名作を集めた碑林など、多くの文化財が保全されていた。城外では、中国唐の時代の三藏法師の仏教經典を納めた大雁塔、唐の義浄法師が經典を納めた小雁塔などの文化財も修復された。また、文化財や緑地とともに、その都市のイメージの形成に大きく寄与する文化施設については、陝西省歴史博物館、唐代美術館がセットになった「三唐工事」<sup>11</sup>(写真4)などの施設も完成した。

1990年代から中国における社会・経済の改革は新しい時代に入った。特に1992年初頭に鄧小平が広東省を訪れ、改革開放の強化を促すいわゆる南巡講話を発表し、中国全国の改革開放事業は一段と発展し、都市建設もそれを反映して一段と飛躍をとげた。それと同時に様々な都市建設が盛んに行われるとともに、旧市街地の再開発が日増しに重要視されるようになった。こうした状況に対して、伝統文化や都市の歴史的景観の保全に対してもより重視されるようになってきた。西安は中国の六大古都の一つとして、言うまでもなく近代化と歴史的都市景観の調和の問題に対して真剣に考えなければならない。

西安市は、1995年一月に策定された二十一世紀を迎える「1995-2020 西安市総体规划」(西安市総体計画)の中で、西安市歴史文化名城に対して明確な保全計画を策定した。保全計画には重要遺跡、地下地上の文化財、古建築に対しての重点保護、中国伝統的城市の形や都市の風貌の保全及び歴史的文化的伝統の継承を目的としている。また、新しい建築を築く場合、建築の形式をよく把握して西安市の景観特徴に相応しい形式を取るため、歴史文化都市は現代化都市と十

<sup>11</sup> 「三唐工事」は園林式の唐風建築群体で、唐華賓館、唐風レストラン、唐代芸術博物館によって構成されたプロジェクトであった。敷地は大雁塔東側曲江風景区にある。

分に調和可能であることを強調した。具体的な政策は次のような四つの段階で策定している。

#### ア. 文物保護単位(日本の文化財に相当)の保護 :

西安市に現存している文物保護単位の種類は以下の通りである。①古人類遺跡:藍田猿人遺跡、半坡母系氏族遺跡など。②城市遺跡:漢城遺跡、唐城遺跡、周豊京、鎬京遺跡。③城壁:修復された明城壁及び城門、城楼。④古宮殿遺跡:秦阿房宮、唐大明宮遺跡、華清宮殿などの遺跡。⑤宗教建築:青龍寺、大興善寺、興教寺などの名利、及び大雁塔、小雁塔、法門寺などの仏教聖地。⑥墓葬遺跡:西安には数え切れないほどの古陵墓が残っている。代表的な陵墓は秦の始皇帝陵と兵馬俑である。⑦革命記念文物:西安事変旧跡など。⑧民居、店舗:西安市区書院門、北院門などの地区に集中している。

#### イ. 歴史文化保護区の保全 :

典型的な伝統的景観をもった建築群・街区・村落などに対して、それらの価値に基づいて「歴史文化保護区」が定められた。西安市の場合、「1995-2020 西安市総体計画」によると、歴史文化保護区に対する保全意識は大分形成されてきており、歴史文化保護区はその地域のアイデンティティを形成する重要な役割を果たすことを強調している。西安市では同時に、北院門、書院門周辺の代表的な伝統民居が歴史文化保護区として指定された。また歴史文化名城保全計画では、具体的に以下の四つの方面から歴史保護地区の保全事業に配慮を払っている。

- ①建築物計画方面: 建築物の設計、保護区の全体的な景観設定に対して、人類学、社会学、民族学など多方面の研究から検討しなければならない。
- ②基礎設備の改善: 住民の生活を向上させるため、町並み景観保全のため、街の基礎設備を改善する。
- ③管理: 有効な管理機構の設置、法律的な政策の策定をする。
- ④資金: 保護地区事業をするための大切な部分であり、資金を集める方法も検討しなければならない。

#### ウ. 歴史文化名城の全体的な保全 :

この部分は歴史文化名城の保全事業の中で一番注目される内容である。歴史文化名城は都市の全部を保護するものではない。歴史都市全体のレベルで保全と整備事業を行うことであり、保全計画は都市の総合計画の一部分とされる。

「1995-2020 西安市総体計画」では西安市の歴史的空間構成や都市の歴史的風貌の保全及び都市機能の調整が主要な目的とされている。明城保全の強調、周、秦、漢、唐時代遺跡の整備、中軸線、水系の保護、建築高度の制限、「景観視廊」などの方面の保全を通して、古都西安の歴史的風貌と伝統文化を継承してさらに生かすというものである。

## エ. 歴史文化名城保護施策：

歴史文化名城の保護は、同様に都市全体的な空間構造に影響されている。西安市の都市機能は一ヶ所に配置されて、しかも歴史的特性が顕著な旧城内に置かれている。また西安市政府も、都市機能を緩和するため、80年代末から色々な努力した。1990年代始めに環城二路(環城壁2号路)を開通し、2000年10月には西安市環城高速道路も開通した。それらの道路の開通、道路沿線の建設によって、西安市の都市機能の一ヶ所集中を緩和することができ、旧明城の保全に関して重要な意味があると考えられる。

また、1997年に西安で「第五次世界歴史都市会」を主催したことを通じて西安市の歴史的保全事業はさらに促進した。「第五次世界歴史都市会」では全世界から奈良、京都、パリなど59個都市も参加した。西安市副市長は、会議で、西安の都市発展は「保護古城、新区建設」の方針に基づいており、文化財の保護と古城風貌の保全を都市建設計画の中に取り入れ、「1995-2020 西安市総体計画」に基づいた新区の建設によって、都市機能の一ヶ所集中を改善する、といった内容の講演を行った。それらによって、西安では、高度経済成長を追求すると同時に、歴史的景観の保全意識と全体的、総合的な保全措置徐々に形成されてきた。

西安では、歴史的景観の保全意識や政策の策定は前述の通り確かに確立しているが、しかし他方では、西安歴史文化名城の保全活動や歴史文化名城保護施策にはまだ多くの問題が存在していることを認識して、これから厳しい状況に立ち向かわなければならない。

## 三. 西安市歴史的景観整備と保全の課題

### 1. 町並みの保全と整備

大西(2001)によれば、「日本の旧市街地の景観を形成する町家は、低層の木造・土壁であり、中国の伝統住居(四合院民居)も低層の木造・土壁である。両者ともに腐りやすく、立て換えの際には新様式の中高層建築にとって代わられやすい。これに対して、ヨーロッパの旧市街地の景観を形成する石造などの中層建築は、その耐用年数は半永久的であり、その室内の機能や設備、内装の改善によって、現代生活にも充分耐えられ、建築の床面積の要求にも、ある程度まで応えられる。日本と中国の歴史的町並み衰退の主要な原因は、ヨーロッパの伝統的建造物のように、すぐ現代生活に対応できる構造と規模を持たない」ことであるという。現在では中国の多くの伝統的な町では住居は確かに老朽化している。そして、そういう所は中国の歴史文化保護地区といえども、住民がいる限り、社会や経済の発展に伴って地区そのものにも変化が求められる。そのため景観の保持と町の活性化、生活環境の改善は常に一体として考えられなければならない。

地域レベルの歴史的景観の保全という点、日本の歴史的市街地の保存・整備は文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」が中心制度であり、そのように文化財保護の枠組みの中に取り込まれることにより、良好な制度の保障と安定した資金補助を得ている。しかし、

歴史保全地区は現代都市の生活環境としての成長は難しい。伝建地区に選ばれない地区は歴史文化保存が放棄されている状態である(劉, 1995)。それに対して 1996 年の登録文化財制度の導入など文化財の概念が多く拡大、変化しつつあり、伝統的建造物群保存地区以外に、町並み保全地区、景観形成地区、景観協定地区などの保全形式も日本の各地域に形成されてきた。そして、伝建地区の保存計画が「保存」のための計画にととまらず、伝建地区という歴史的個性が顕著である地域の総合的な「まちづくり計画」へと変化しつつある(荻谷, 2000)などのことによって伝建地区に選ばれない地区の歴史文化の保存、伝建地区は現代都市の生活環境との調和などの問題も改善していて、日本の町並み保全は新しい方向に向かっている。それに対して、中国では市街地の建物や伝統的な町並みの保全と整備は全面的に都市計画制度の中で取り扱っている。この保存・整備地区は今ほとんどの歴史文化名城で指定されていて、また一般の都市では、指定するかどうかを都市計画作成において決定する。しかし、歴史的町並みの保全・整備については、まだ近年始まったばかりのことで、各都市で試行的に出されている保全計画には、まだ十分認識されていなかったり認識不足の状況である。そのため、次に西安と深い歴史結びつきを持っている奈良市の奈良町の保全事業を事例として取り上げて、西安市の町並みの保全事業の様々な問題を検討していきたい。

歴史的景観の保全に関わる活動事例として、奈良県の「奈良まちづくりセンター」の活動が挙げられる。市民団体によるまちづくり活動では、関西でも代表的なものの一つと言える。

奈良町は都が平城と呼ばれた時代の道筋を元に、平安・中世の時代に興福寺や元福寺などの強大な神寺社の門前町として発達した。鎌倉時代に入って、市も開かれ、寺社と結びついた手工業も発達してきた。更に、江戸時代に入って、晒、墨、一刀彫りなどの産業も発達し、同時に独特の「町家」や辻子などユニークな町並みが形成された。奈良町は第二次世界大戦の戦禍を免れたため、伝統的な町家が多く残った。1998 年、元興寺を含む古都奈良の文化財が世界遺産に登録され、奈良町は元興寺保全のために必要な範囲として評価されている。しかし、戦後高度成長期後、特にバブル期には、急速にこの町並みが大きく崩れ始めた。地価の高騰が大きな引き金と成って、マンションや駐車場が奈良町を侵食してきた。奈良町も伝統的な町風景の変貌の課題に直面していた。

こういう傾向に対して、町並みを保全しようという声が出てきた。住民による自主・自立のまちづくり、村づくりを通じて「日本人の心のふるさと」にふさわしい奈良作りを行う運動が始まった。1979 年「奈良町地域社会研究会」が発足し町並み保全に取り組み始めた。1984 年からは「社団法人奈良まちづくりセンター」として、奈良町の歴史町並みや歴史的景観の保全・再生活動を行っている。「奈良まちづくりセンター」の目的として主に「市民による自主・自立のまちづくり、むらづくり運動を通じて、住民(民間)主導行政支援型のまちづくりの推進。奈良に根ざしたシンクタンクとしての提言、提案、調査研究活動の推進」という主旨があった。奈良町ではそういう活動から、住民主導・行政支援型、あるいは住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりのあり方を追求したのである。

一方、西安旧明城には幾つかの明清時代の住居が点在している。例えば西安の回民族が集ま

る北院門旧住居(写真5)は元の時代に建立された清真寺を中心して、明代から清にかけて集住地  
が広がり、いくつかの小さな清真寺が建てられている。この集住地はこれらの寺院とともに現  
在に引き継がれて、西安の町の大きな特徴の一つになっている。そして、(写真6)で見えるよう  
に老舗や回民族料理店や軽食店が北院門道路で多く並んでいる。それも西安市ではある独特な  
雰囲気醸し出している。それらは西安市歴史的景観を形成するうえで重要な地位を占めてい  
る。北院門はその独特の雰囲気を残すために、西安市歴史文化保護地区の一つとして指定され  
た。しかし、歴史文化保護地区として指定されたにもかかわらず、住環境の低劣な状況を改善  
しなければならないという課題と、伝統的な町並み景観保存との矛盾を抱いている。それと同  
時にそれだけの保全のための費用などの問題も解決しなければならない。

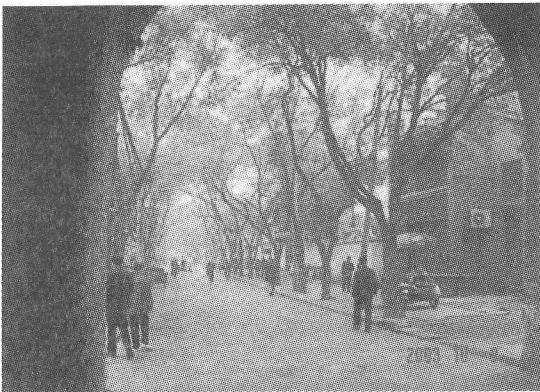


写真5 北院門回民街の歴史的町並み  
筆者撮影

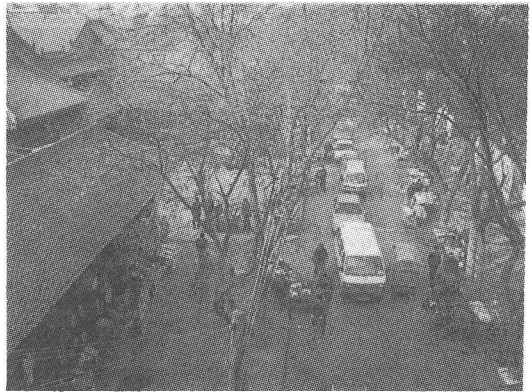


写真6 北院門回民街の老舗 筆者撮影

西安の歴史的町並みの保全事業に対して、市民の保全意識の浅さ、参与意識の薄さ及び行政  
宣伝の不足も大きな問題であると考えます。「西安市歴史文化保護地区」の保全政策には、まず、  
歴史的集落・住居に対する認識が必要である。光井(1995)は、「すべての土地には必ず歴史が存  
在する。しかし、それを魅力あるものとして取られ、保全のための施策を実施するためには、  
住民や自治会関係者が、自らの町の歴史性を認識していないと話にならない」と述べている。そ  
のためには、西安市ではまず行政側から地域の歴史に興味を持っている人を組織して、歴史的  
建造物の公開活動用事の実施などを通じて歴史的町並みの魅力を引き出し、市民が歴史的景観  
に対する意識を向上させ、伝統的住居を理解させるような策定が必要である。奈良町の保全事  
業は1990年代に奈良市が「景観形成地区」を指定してから、官民一体のまちづくりをすすめ、「市  
民と行政のパートナーシップ」で「住んでいて良かった町」へと生まれ変わった。行政側が定めた  
一定の保全基準に従って住民側は自分の望む町の姿を引き出す一役も担っており、行政は市民  
と協同で保全事業を進めることができている。そのため、西安市でもまた歴史的景観保全事  
業における住民と市民参与の向上が急務であると思う。勿論それはすぐ出来ることではないが、  
しかしそういう方面で行政からの誘導的な施策が必要である。



そして、西安歴史文化保護地区の保全計画では、西安の歴史的町並みの建築の設計、保護区の全体的な景観設定に加え、まち基礎設備を改善する以前のその町並みに関する詳細な現地調査が必要だと考えている。また、西安市の資金源も現在一つの大きな問題である。これまで西安市では、政府からの補助金だけで事業を行ってきた。そのため、もっと民間的な助成金、財団や会社などからの資金源が必要だと考えられる。しかし歴史保全事業の重要性の認識もまだ不十分であるので、今の段階ではなかなか難しいことである。そして、「ならまちづくりセンター」のようなシンクタンク機能を持たせ、調査研究受託の形で資金を集める力はまだまだ備えていないが、政府のほうからの広範な宣伝や地元住民や西安市の市民からの自発的で主動的な活動も非常に重要だと考える。

## 2. 西安市の歴史的景観の問題について

前述したように中国歴史文化名城の保全事業は文物建築と歴史的町並みを保全するだけでなく、古都の景観の特色を保全しなければならない。中国の古都は伝統的な都市計画に基づいて長い歴史の変遷を経て少しずつ形成されてきた。都市の歴史的な中軸線、古建築や古建築の間の景観視廊などはその都市の景観特性を反映している。西安の歴史文化名城の保全に関しては「1995-2020 西安市総体計画」を通して四大遺跡の保全、中軸線、水系の保護、建築高度の制限、「景観視廊」などの方面から古都西安の歴史的景観が全体的に保全されている。

しかし、保全計画の不合理な所や各制限が緩やか過ぎるなどの問題が存在している。以下では西安に現存している様々な景観問題を写真を通して明らかにしていきたい。

建築物の高さは都市全体の景観に大きな影響を与える。建築物の高さ制限について、西安市区建築物高度の制限が 1986 年に実施された。しかしその制限の措置が緩やかで、また運用面においても懸念がある(大西, 2001)。「西安市歴史文化名城保全計画」も建物の高度制限について新たに調整して明確に策定しているが、こちらもまた、制限の内容が緩やか過ぎるなどの問題が存在しているので、西安市の歴史的景観に様々な大きな影響を与えている。

(写真 7)で見えるように鐘樓の東南の方向に開元百貨店が 1999 年に建ち始めて、2000 年に完成した。今この百貨店は一つの巨大な山のように鐘樓と対峙している。鐘樓の東北、西南に 1980 年代に建てられた 27メートル、26メートルの郵便ビルと鐘樓飯店を加えて、すべて鐘樓に面しており、完全に鐘樓を圧倒してしまっている。鐘樓は近代的な建物の中に埋められてしまい、ますます小さく見え、以前の広大な姿が失われてしまった。そのため、鐘樓周辺建築高さの制限の妥当性及び建築の体積の制限についてもっと真剣に考えなければならない。

また(写真 8)で見えるように南城壁から城外を眺望すると多くの高層ビルが目の前に立っている。それは城壁から西安市の景色を眺望する障害になっている。もともと広大な平原に城壁を築いて都市を防ぐためだけでなく、中国の人々の精神的な拠り所となる城壁は、それらの近代的高層ビルの前にその広大さを段々と失ってしまった。それは西安市の歴史的景観にとって重大な損失であるうえ、現代の中国で唯一完璧に保存された城壁であるため、西安の人々ばかり

りでなく中国の人々にとって取り戻しようのない精神損失になるおそれもある。そのため、西安市歴史文化名城保全計画では城壁辺りの高度制限、特に不制限地区の範囲についてはもっと真剣に考える必要があると思う。



写真7 鐘楼は新しい建物に囲まれている  
筆者撮影

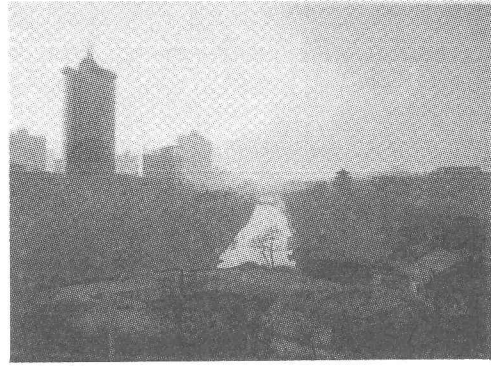


写真8 城壁外の近代的なビル 筆者撮影

最後に、西安市歴史文化名城保全計画では西安市の屋外広告物の制限に対しては少しも提言していないが、実は都市の景観は道路、建築物などを含む、様々な要素の集まりが作る。屋外広告物もその重要な要素の一つである。日本の歴史的な都市奈良では、屋外広告物に関する条例が都市計画の中に明確な条例として策定されている(奈良市第三次総合計画 2001)。京都でも屋外広告物に関する条例が明確に策定されている(京都市の都市計画 1997)。例えば京都では、全国的規模で展開する企業などに協力を求め、屋外広告物の色彩を落ち着いたものにするように努めてきた。その結果は「京都方式」と呼ばれている(京のサイン 京都市屋外広告物ガイドライン)。次の(写真9)で示すように、COCACOLAの看板の地色と文字の色を反転させている。



写真9 「京都方式」の屋外広告物の制限

出典：『「京のサイン—京都のまちなみとの調和を目指した広告物の事例」(1996)京都市計画局発行

そして日本のどこにもあるほど普及しているレストランVOLKSの看板は標準仕様と比べれば、地色を赤から白に、文字の色を白からこげ茶に変えることにより、落ち着いたものになっている。しかし、残念ながら今の所西安では屋外広告物に関する制限や条例はないので、西安の雰囲気に対応しくなく、歴史的景観を阻害するような突出型の広告物を西安明城の所々で見かける(写真10)。西安の明城内は景観の混乱をきたしている。そのため、西安市は屋外広告物に対してより配慮しなければならないし、西安市歴史文化名城保全計画に明確な条例を策定する必要もあると考えている。

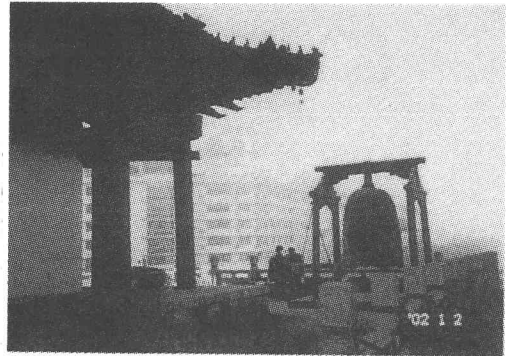


写真10 鐘楼から見える広告物 筆者撮影

#### 四. 結論

新中国成立後、中国都市建設について言えば、50年代の第一次五ヵ年計画の発展期、60、70年代の停滞期、80年代から二十年間の改革・開放の建設ブーム期があったと同時に、中国の伝統的な歴史遺産、特に歴史的都市の保全については、50年代の意識冷淡期、60、70年代の暗黒期、80年代の観光意識及び国際意識高揚のもとで、歴史遺産に対する薄い意識から保全政策の基本的枠組みの形成期、1990年代から高度経済成長の中で、純粋に歴史的文化遺産の価値を評価するという四つの時期に分けることが出来るのではないかと考える。

次に、1980年代から、開発重視の姿勢への反省として中国の独特の制度「歴史文化名城」が1982年、1986年、1994年の三回にわたって制定された。この制度は歴史的市街地の保全と整備及び都市全体の保全と発展を図るためのものである。1980年代、歴史文化名城の策定によって、外国人観光客の視点も取り入れた上で、各都市の歴史的文化遺産と景観の保護が盛り込まれ、保存と開発の調和に充分とは言えないが配慮が払われるようになってきた。また、「歴史文化名城」の保全計画は各都市のマスタープランの一部分とされ、文化財保護、歴史的町並みの保全、歴史文化名城全体保全の三つの方面から保全されている。1994年第三回「歴史文化名城」が指定された時に、純粋に歴史文化名城の遺産的価値を評価する方向がより重視され、更に、歴史的町並みの保全が新しく重要なテーマとして注目されるようになった。

第三に、歴史上における一番歴史が長い都としての古都西安は唐の長安城への縮小改造や明の西安城への拡大改造においても、中国都城の伝統的構成が忠実に引き継がれ、これが現代にも継承されている。また現在の都市計画においても、この中軸線や基盤のような道路などの配置も継承発展されている。それは西安市都市の個性としてこれから継承していくべきであると考える。西安市の歴史的景観保全・整備にとっては、「西安市歴史文化名城保護・划」(西安歴史文化名城保全計画)は重要な指導的な役割を果たすとは言うまでもない。しかし、その計画の中にはまだ様々な不備が存在していると言える。具体的に言えば、例えば次のような点が考えら

れる。①西安の歴史的町並みの保全事業に対して住民と市民の保全意識が浅いこと、参与意識の薄いこと及び行政宣伝の不足が大きな問題である。②「保全計画」には住居環境の改善、町並みの景観の維持について具体的で体系的な規制がない。③資金源が単一である。④歴史的景観に関する法律的な保全条例が必要である。⑤西安市建築物高度制限、屋外広告物の制限などについても規制が不十分であるといえる。歴史的西安の雰囲気に対応しい方策が必要とされている。

最後に、中国と日本の歴史的景観において、両者ともに文化財、町並み、都市レベルの保全枠が形成されてきた。日本の町並みの問題が住民主体の「地域運動」として起こった経緯は、アジアの諸国にとって一つのモデルになるといえる。そして町並みの問題はまちづくりの有効な手段として認識され、普遍化してきた。また都市レベルで歴史の継承を考える意識も形成されてきた。具体的にいうと、マスタープランを作成する際に、歴史的な資産が集中している地区の空間、環境、経済活動などに十分配慮しながら、その地区の特性に合わせて成長管理を行っていく必要があるだろう。

本論文では、西安の歴史的景観に関して触れることが出来なかった問題がまだ残されている。そして、他の日本の町並み保存の事例や外国の例も考察しなければならない。また、歴史的景観を保全するために、様々な外国の経験をくみとる他に、その都市の形成史を解き明かしながら、空間の構造を読むような分析・考察も必要である。それらは今後の課題としたい。

## 【参考文献】

- 王景恵（2001）「歴史文化名城の指定と対策」（大西国太郎＋朱自煊、『中国の歴史都市 これからの景観保存と町並みの再生へ』、鹿島出版社、25-32頁）。
- 大西国太郎（2001）「古都西安—歴史都市の再生を目指して」（大西国太郎＋朱自煊、『中国の歴史都市 これからの景観保存と町並みの再生へ』、鹿島出版社、137-226頁）。
- 荻谷勇雅（2000）「伝建地区におけるまちづくりと「町並み保存センタ」」（『造景』No.26、建築資料研究社、48-51頁）。
- 「京都市の都市計画」（1997）京都市都市計画局 都市企画局 都市計画課編集・発行。
- 「京のサイン—京都市屋外広告物ガイドライン」（1996）京都市都市計画局 発行。
- 「京のサイン—京都のまちなみとの調和を目指した広告物の事例」（1996）京都市都市計画局。
- 朱自煊（2001）「新中国の都市建設」（大西国太郎＋朱自煊、『中国の歴史都市 これからの景観保存と町並みの再生へ』、鹿島出版社、12-24頁）。
- 朱自煊（2000）「中国における歴史的都市の保存計画」（福井憲彦・陣内秀信『都市の破壊と再生—場の遺伝子を解読する』、相模書房、86-93頁）。
- 西安市地方誌編纂委員会（1996）『西安志 第一巻・総類』（西安出版社、地方誌叢書、10-30

頁)。

西安市城市規划管理局 西安市文物管理局 西安市城市規划設計研究院(1995)『西安市總体規划附件』—「西安市歷史文化名城保護規划(1995年-2020年)(案)」。

「奈良市第三次綜合計画」(2001) 奈良市都市計画局。

布野修司(1994)「新たな新築・都市景観の創造に向けて」(建築・まちなみ景観研究会『新たな新築・都市景観の創造』, 技報堂出版社, 10頁)。

松村嘉久・辻本雄紀(1999)「中国におけるツーリズムの発展と政策」, 第26号 東アジア研究(大阪経済法科大学アジア研究所, 15-38頁)。

松村嘉久(2000)「祖国中国をいかに見せるのか—観光、スペクタクル、中華民族主義—」(『中国研究月報』623号〔社〕中国研究所, 4-8頁)。

光井渉(1995)「伝統的建造物保全地区の目的と進め方」(大河直躬『都市の歴史とまちづくり』, 学芸出版社, 134-148頁)。

劉武君(1995)「歴史市街地の保存と整備—中国と日本の比較—」(大河直躬『都市の歴史とまちづくり』, 学芸出版社, 61-80頁)。

# 历史城市景观的保护与规划研究

## —以古都西安为例—

Cao Ting

新中国成立以来,中国城市建设走过了半个世纪的艰难曲折的道路,有成功的喜悦,有失败的教训.从时间顺序上看,城市建设在经历了50年代健康发展期和60-70年代的黑暗期后,从80年代起进入了快速发展期.80年代改革开放后全国进行了大规模的城市规划,但在这种高度经济发展的过程中各城市历史景观遭到严重的破坏,都市的个性逐渐消失,到处呈现出单一化的城市景观.为了加强历史景观的保护,在1982年中国制定了特殊的保护制度[历史文化名城],并且在1982年,1986年,1994年在全国范围内先后三次公布了99个历史文化名城.西安做为中国历史最悠久的古都在1982年就被评定为第一批历史文化名城.充分说明西安在中国城市中的重要位置.但是,随着经济的迅速发展,西安市的历史景观也遭到不同程度的破坏,西安的古都风貌在不断消失.

为了使西安城市的古都风貌得到更好的保护城市得到更合理的发展,本论文结合日本历史城市奈良,京都的保护经验,对西安的历史景观的保护与规划问题进行论述.